

工事検査結果における指名見合せ取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、契約検査課が実施する工事の検査の結果（以下「検査結果」という。）に基づく指名見合せについて必要な事項を定めるものとする。

(指名見合せ)

第2条 検査結果の評定点が次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める点数に該当する工事を施工した業者については、指名審査会（以下「審査会」という。）の決定を経て、指名同表の右欄に定める回数を見合わせる事ができる。

工事の種類	評定点	指名見合せの回数
土木工事	55点以上65点未満	審査会1回
	40点以上55点未満	審査会2回
	40点未満	審査会3回
建築工事	55点以上65点未満	審査会1回
	40点以上55点未満	審査会2回
	40点未満	審査会3回
その他工事	55点未満	審査会1回

2 検査結果により指名見合せの対象となる工事があったときは、速やかに契約検査課長から審査会に報告するものとする。

3 一の業者において第1項の表の左欄に掲げる工事の種類ごとに複数の指名見合せの対象となる工事があったときは、評定点の最も低い工事を指名見合せの対象とする。

第3条 前条の指名見合せは、当該指名見合せの原因となった工事の種類のみを対象とし、検査結果の報告のあった次の審査会から実施する。

第4条 この内規による指名見合せについては、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年4月1日制定）の指名見合せの規定は適用しない。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審査会において定める。

附 則

この内規は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月8日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成23年10月1日から施行する。

2 改正後の工事検査結果における指名見合せ取扱内規の規定は、平成23年10月1日以後に検査した工事に係る指名見合せについて適用し、同日前に検査した工事に係る指名見合せについては、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。